

宮城県社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載要項

(趣旨)

第1条 この要項は、宮城県社会福祉協議会（以下、「宮城県社協」という）が行う広報活動の一環として、本会ホームページに掲載するバナー広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規格等)

第2条 宮城県社協ホームページに掲載する広告の位置は、トップページとする。

2 広告掲載の1枠の規格は、原則として次のとおりとする。

サイズ 縦 50 ピクセル×横 160 ピクセル

画像形式 GIF, JPEG, PNG

容量 25KB 以内

3 バナー広告は、広告主の負担により作成し、データで提出すること。

(掲載可能なバナー広告の内容)

第3条 宮城県社協ホームページに掲載する広告は、次の(1)～(6)のうち福祉サービス利用者及び事業者にとって有用と思われるもの。

(1) 福祉サービス, 社会福祉施設案内

(2) 福祉系学校, 学科案内

(3) 福祉整備・備品, 福祉用具, 福祉車両の販売

(4) 福祉・医療・保健分野の書籍・DVD・ビデオ・コンピュータソフト等の販売

(5) その他, 福祉事業の運営に関わるサービス(印刷, 保険, 旅行会社等)

(6) 本会会員

ただし、以下のものについては掲載できないものとする。

(1) 法令等に違反しているもの

(2) 公序良俗に反しているものまたは反するおそれがあるもの

(3) 政治性または宗教性のあるもの

(4) 意見広告

(5) 個人の氏名広告

(6) 宮城県社協が取り扱う広告として適当でないと宮城県社協が認めるもの

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1カ月単位とし、最長6カ月まで申し込みできるものとする。

2 広告掲載を開始する日は、月の初日とする。ただし、広告掲載開始日が本会の休日に当たるときは、その翌日とする。

3 広告掲載を終了する日は、掲載期間最終月の翌月の初日とする。ただし、広告掲載終了

日が本会の休日に当たるときは、その翌日とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、次のとおりとする。

掲載期間	金額 (本会会員)	金額 (その他)
1 カ月	20,000円	30,000円
6 カ月	100,000円	160,000円

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告掲載希望者は、宮城県社協ホームページバナー広告掲載申込書(様式1)に必要な事項を記入し、掲載しようとする広告原稿の見本を添えて、広告掲載開始日の30日前までに本会会長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 本会会長は、前項の申し込みを受けたときは、第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 本会会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果について、宮城県社協ホームページバナー広告掲載承認・不承認決定通知書(様式2)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入について)

第8条 広告掲載料金の納入については、広告掲載開始月に、掲載が決定した期間の広告料を本会から別途請求するものとする。

2 一度納入された料金は、原則として返還しない。ただし、本会の責めによる事由(通信機器等の不具合による場合を除く)により広告が掲載できなかった場合は、掲載できなかった日数に応じた広告料に相当する額を返還するものとする。

3 前項にかかわらず、天災・事変その他の非常事態の発生により、本会ホームページの運営を一時停止した場合は、料金は返還しない。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要項は、平成25年6月1日から適用する。